

## 認定職業訓練実施付加奨励金支給申請のご案内

認定職業訓練実施付加奨励金（以下、付加奨励金という。）の支給申請につきまして、下記のとおりご案内しますので、ご確認くださいませようお願ひ申し上げます。

### 1 支給申請期限

**訓練終了日の翌日から 4 か月以内**

### 2 提出書類

- ・「付加奨励金支給申請時チェックリスト」により確認のうえ、最新のチェックリストを申請書の一番上に添えてご提出ください。
- ・支給申請の詳細については、事務担当者説明会で配布している『認定職業訓練実施奨励金申請の手引き』をご確認ください。

### 3 留意事項

- 申請書提出後に、終了日から起算して 3 か月以内に就職した者から就職状況報告を追加回収できたなどの理由により、申請書の記入内容の修正を希望する場合、申請期限内であれば修正が可能でず。
- 就職した修了生から雇用保険加入についての相談があった場合は、ハローワークの雇用保険適用課へ相談することをご案内いただきますようお願ひします。

### 4 申請書提出先

〒102-8305 東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第三合同庁舎 12 階  
東京労働局 職業安定部 **訓練課** **訓練第二係**

- 持参による申請は、予約制にしておりますので、お電話（03-6684-1701）でご予約のうえお越しくだけさい。
- 郵送による申請は、期限までに労働局に到着するよう余裕をもって送付してくだけさい。また、個人情報保護や郵便事故対応の観点から、「簡易書留」や「レターパックプラス」等、配達を確認できる方法での送付をお願ひします。
- メールによる申請を希望される場合は、申請方法を案内いたしますので、お電話（03-6684-1701）でご連絡しくだけさい。  
なお、期限までにメールが到着している必要があります。

申請様式・申請時チェックリストは、下記から最新のものをダウンロードしてご使用ください。

**【東京労働局ハロートレーニングホームページ】**

トップページ「訓練実施機関のみなさまへ」のバナーをクリック

→「訓練実施機関のみなさまへ」

URL : [https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/shokugyou\\_kunren/newpage\\_00201.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_kunren/newpage_00201.html)

